

(文 教 科 学 委 員 会)

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六一号）（衆議院送

付）要旨

本法律案は、国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）を廃止すること。
- 二、国立大学法人法等の施行に伴い、学校教育法外四十七の関係法律について、所要の改正を行うこと。
- 三、本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。